

軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策緊急資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障を生じている町内に住所を有する中小企業に対し、軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策緊急資金（以下「緊急資金」という。）の融資を円滑に供給し、経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転資金 原材料、商品、その他仕入資金若しくは支払決済として必要な資金をいう。
- (2) 利子補給 緊急資金の利子の一部を町が支給するものをいう。
- (3) 中小企業 長野県中小企業融資規程（平成26年3月24日25経第213号制定）に掲げる者をいう。
- (4) 金融機関 取扱金融機関は、次のものをいう。
 - ア 八十二銀行軽井沢支店・中軽井沢支店
 - イ 上田信用金庫軽井沢支店
 - ウ 長野県信用組合軽井沢支店

(融資の原資等)

第3条 町長は、この制度による融資の運用原資として、予算の範囲内において一定の金額を指定する金融機関に預託するものとする。

- 2 融資の運用原資の預託期間は1年以内とする。
- 3 金融機関は、町の中小企業振興施策に協力し、前項の預託金額の原則として5倍以上の融資枠を常時設定し、迅速かつ適正に融資を行うものとする。
- 4 金融機関は、緊急資金について、他の融資と明確に区別して処理するものとする。

(資金の種類)

第4条 中小企業融資制度の資金の種類は、運転資金とする。

(対象者)

第5条 緊急資金の対象者は、町内に住所を有し、営業経歴がある者のうち、申請日現在において既に納期限が到来した町税の滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項4号及び同項5号のいずれかに該当する中小企業で、経営安定に支障を生じている者
- (2) 危機関連保証制度要綱（平成29年10月23日付け中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する中小企業で、経営安定に支障を生じている者
- (3) 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、支障を生じている中小企業で、最近1か月の売上高が前年同月比10%以上減少しているとともに、その後の2か月を含む3か月間の売上高が前年同期比10%以上減少することが見込まれることが確認できる者
（資金の申請）

第6条 前条の対象者は、緊急資金の申請を受けようとするときは、軽井沢町新型コロナウイルス感染症緊急資金融資制度借入申込書（様式第1号）により、町長に提出するものとする。

（資金の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、軽井沢町新型コロナウイルス感染症緊急資金融資制度貸付決定通知書（様式第2号）により該当対象者に通知するものとする。

（融資、貸付及び保証の条件）

第8条 申請期間は、令和3年3月31日融資実行分までとする。

2 緊急資金の用途及び限度額等は、次のとおりとする。

資金用途	運転資金
融資限度額	2,000万円
融資期間	7年以内
据置期間	1年以内
融資利率	年0.8パーセント

3 保証料率は、長野県信用保証協会（以下「協会」という。）の率によるものとし、町は、本保証制度によって事業資金の融資を受けた借受人が

協会に対して支払うべき保証料（当初保証条件に基づく保証料に限る。）を協会に支払うものとする。

4 緊急資金を借受ける場合は、原則として証書貸付とする。

5 緊急資金の弁済方法は、元金均等返済とする。

（利子の補給）

第9条 町長は、緊急資金の借受者に対し、その負担軽減を図るために、利子を補給することができる。

2 利子補給の額は、融資利率の0.5パーセント以内とする。

3 利子補給の期間は、当該緊急資金を借入れた日から起算して2年以内とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が軽井沢町商工会、金融機関及び協会と協議して別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。